

青森県報

第二千八百一號

平成十九年
七月四日
(水曜日)

目 次

規 則

告 示

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(こどもみらい課) ……一

軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更……………(税務課) ……二

軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名及び主たる事務所又は事業所の所在地の変更……………(同) ……二

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高齢福祉保険課) ……三

介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出……………(同) ……三

介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定の辞退……………(同) ……三

介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) ……四

選挙管理委員会

参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の被登録資格の決定基準日、登録日及び縦覧期間……………(事務局) ……五

規 則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十三号

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県児童福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第二項から前項までの規定にかかわらず、障害児施設給付費を支給されている第一項第一号に掲げる者(里親に委託されている被措置者等又は乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、助産施設若しくは母子生活支援施設に入所している被措置者等に係る者に限る。以下この項において「扶養義務者等」という。)に係る入所等徴収金の額は、次の各号に掲げる扶養義務者等の区分に応じ、当該各号に掲げる額(当該各号に掲げる扶養義務者等に係る被措置者等が助産施設に入所している場合にあつては、当該額に第四項各号に掲げる額を加算した額に相当する額)を上限とし、当該上限額が、当該月の指定知的障害児施設等の利用者負担額(法第二十四条の七第一項に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用の額から同項に規定する特定入所障害児食費等給付費の額を控除した額、法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援に要した費用の額から同条第二項及び第三項の規定による障害児施設給付費の額を控除した額(当該額が児童福祉法施行令第二十七条の二第一項に規定する負担上限額を超える場合は、当該負担上限額)並びに法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療に要した費用の額から同条第二項の規定による障害児施設医療費の額を控除した額(当該額が児童福祉法施行令第二十七条の十一第一項に規定する障害児施設医療負担上限額を超える場合は、当該障害児施設医療負担上限額をいう。以下同じ。)を超える場合はその差額とし、当該利用者負担額以下である場合は零とする。この場合において、障害児施設給付費を支給する旨の決定に係る障害児については、被措置者等とみなして、この規定を適用する。

一 次号及び第三号に掲げる扶養義務者等以外の扶養義務者等 入所等徴収金の額と当該額の十分の一に当該扶養義務者等に係る被措置者等の人数から一を減じた

数を乗じて得た額の和に相当する額

二 入所等徴収金の額が別表第三に規定する税額等による階層区分のうちD5階層からD14階層までの項の通所以外の場合（母子生活支援施設に入所している場合を除く。）の欄に該当する額となる被措置者等若しくは、同表に規定する通所の場合及び母子生活支援施設に入所している場合の欄に該当する額となる被措置者等、月の中途から施設入所措置等が行われ、若しくは月の中途で施設入所措置等が行われなくなつた被措置者等又は第五項に規定する被措置者等（以下「実費算定者等」という。）の扶養義務者等（次号に該当する扶養義務者等を除く。）入所等徴収金の額と当該額の十分の一に当該扶養義務者等に係る被措置者等（実費算定者等を除く。）の人数から一を減じた数を乗じて得た額の和に相当する額に実費算定者等に係る同一の月における入所等徴収金の合計額を合算した額を加算した額に相当する額

三 実費算定者等のみの扶養義務者等 実費算定者等に係る同一の月における入所等徴収金の合計額を合算した額に相当する額

附則第四項中「第十八条第六項」を「第十八条第七項」に改める。
別表第三の備考五の3に次のように加える。

(四) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）

第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

第七号様式中「第6項」を「第7項」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県児童福祉法施行細則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成十八年十月一日から適用する。

2 児童福祉法施行令第二十七条の二第一項第二号及び第三号に該当する者に関する平成十八年十月一日から平成十九年三月三十一日までの間における改正後の規則第十八条第六項の規定の適用については、同項中「規定する負担上限月額」とあるのは、「規定する負担上限月額（障害児施設支援（障害児施設医療に係るものを除く。）に係るものについては、同項第二号又は第三号に定める額の二分の一に相当する額（通所による指定施設支援に係るものにあつては、七千五百円に相当する額）」とする。

告 示

青森県告示第五百六号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があつたので、青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第一項前段の規定により告示する。

平成十九年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	青森アポロ株式会社	塚野 泰久	青森市古川一丁目一四の五	平成一九・三・三〇
変更後	社	森 政則		

青森県告示第五百七号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名及び主たる事務所又は事業所の所在地について次のとおり変更があつたので、青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第一項前段の規定により告示する。

平成十九年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	東北つばめ石油販売株式会社	藤田 金三郎	八戸市柏崎二丁目一〇の三四	平成八・六・二五
変更後		角田 昌周		

変更前	変更後	変更前	変更後
東北つばめ石油販売株式会社	東北つばめ石油販売株式会社	藤田 昌周 角田 昌周	藤田 昌周 角田 昌周
八戸市柏崎二丁目一〇の四	八戸市柏崎二丁目一〇の四	八戸市大字市川町字田ノ沢頭三五の八	八戸市大字市川町字田ノ沢頭三五の八
二・六・二五	一九・二・二六		

青森県告示第五百八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成十九年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	住所	居宅サービス事業の種類	名称	所在地	廃止年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇の森タワー三三階	訪問介護	株式会社コムスン弘前センター	弘前市大字城東中央五丁目一〇	平成一九・五・一
青森市長	青森市中央一丁目二二の五	訪問看護	青森市民病院	青森市勝田一丁目一四の二〇	一九・四・三〇
有限会社大平商事	八戸市類家二丁目七の四六	特定福祉用具販売	有限会社大平商事	八戸市類家二丁目七の四六	"
社団法人十和田労働福祉会館	十和田市西二丁目二番	訪問介護	ヘルパーステーションわかば	十和田市西二丁目二番	一九・五・三
社団法人十和田労働福祉会館	十和田市西二丁目二番	訪問看護	訪問看護ステーションわかば	十和田市西二丁目二番	"

青森県告示第五百九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成十九年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人光養会	八戸市大字鮫町〇字金屎三五の九	短期入所生活介護	光養園デイサービスセンター	八戸市大字鮫町〇字金屎三五の九	一九・五・一
社会福祉法人光養会	八戸市大字鮫町〇字金屎三五の九	通所介護	光養園デイサービスセンター	八戸市大字鮫町〇字金屎三五の九	"

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
医療法人たぐま会	八戸市大字湊町二字久保一の一	浜通り在宅介護支援センター	八戸市大字湊町二字久保一の一	平成一九・四・一
社団法人十和田労働福祉会館	十和田市西二丁目二番	居宅介護支援事業所わかば	十和田市西二丁目二番	一九・五・三
社会福祉法人光養会	八戸市大字鮫町〇字金屎三五の九	居宅介護支援センター光養園	八戸市大字鮫町〇字金屎三五の九	一九・五・一

青森県告示第五百十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十一条の規定により、次の指定介護老人福祉施設がその指定を辞退したので、同法第九十三条第二号の規定により公示する。

平成十九年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	開設の場所	指定辞退年月日
特別養護老人ホーム光養園	八戸市大字鮫町字金屎三五の九〇	平成一九・五・一

青森県告示第五百一十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第百十五条の九第二号の規定により公示する。

平成十九年七月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防 サービスの 種類	介護予防サービス事業を 行う事業所		廃 止 日
			名称	所在地	
株式会社 ムスン	東京都港区六本 木六丁目〇の 一六本木ビルズ 森タワー三五階	訪問介護	株式会社 ムスン弘前 城東ケアセ ンター	弘前市大字城東 中央五丁目一 〇	平成 一九・五・一
青森市長	青森市中央一丁 目二二の五	訪問看護	青森市民病 院	青森市勝田一丁 目一四の二〇	一九・四・三〇
有限会社大 平商事	八戸市類家二丁 目七の四六	特定介護 用具販売	有限会社大 平商事	八戸市類家二丁 目七の四六	"
社団法人十 和田労働福 祉会館	十和田市西二十 二番町二の二	訪問看護	ヘルパ ーション わかば	十和田市西二十 二番町二の二	一九・五・三
社団法人十 和田労働福 祉会館	十和田市西二十 二番町二の二	訪問看護	訪問看護 わかば	十和田市西二十 二番町二の二	"
社会福祉法 人光養会	八戸市大字鮫町 字金屎三五の九	短期入所 生活介護	短期入所 生活介護 施設 光養園	八戸市大字鮫町 字金屎三五の九	一九・五・一

社会福祉法 人光養会	八戸市大字鮫町 字金屎三五の九	介護予防 通所介護	光養園デ ィービス センター にココ クラブ	八戸市大字鮫町 字金屎三五の九	"
---------------	--------------------	--------------	------------------------------------	--------------------	---

青森県告示第五百一十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成九年八月二十七日免許した公有水面の埋立てについて、同法第十三条ノ二第一項の規定により、平成十九年六月二十六日埋立地の用途の変更の許可の申請があったので、同条第二項において準用する同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、三八地域県民局地域整備部及び八戸市庁に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年七月四日

八戸港港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 申請者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

- 1 申請者の住所及び名称
青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

- 青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村 申吾

二 用途の変更に係る埋立地の位置、区域及び面積

1 位置

八戸市大字市川町字浜三〇の一、三三に接する国有地及び同町字浜二の一六の

地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち の地点から の地点までを順次に結ぶ平成八年の秋分の満潮位（D・L・+・一・二七七メートル）における公有水面と市川二号護岸及び市川南防波堤との境界線及び の地点から の地点までを順次に結んだ線、 の地

点から の地点を順次に結ぶ平成八年の秋分の満潮位(D・L・+・一・二七七メートル)における公有水面と八太郎堤防との境界線及び の地点と の地点を結ぶ平成八年の秋分の満潮位(D・L・+・一・二七七メートル)における公有水面と市川二号堤防との境界線により囲まれた区域

の地点 八戸市大字市川町字長七谷地二の三五一の国土地理院下大谷三等三角

点(北緯四〇度三四分二九秒二九九、東経一四一度二八分〇二秒四八

七) から四四度四三分五〇秒一〇九四・四七メートルの地点

の地点 の地点から六四度四〇分五八秒一六九・二二メートルの地点

の地点 の地点から一五四度四〇分五八秒〇・五〇メートルの地点

の地点 の地点から六四度四〇分五八秒九五・〇〇メートルの地点

の地点 の地点から一五四度四〇分〇秒三二七・三七メートルの地点

の地点 の地点から二四四度四〇分〇秒四・九五メートルの地点

の地点 の地点から一五四度四〇分〇秒四二四・三〇メートルの地点

の地点 の地点から二四四度四〇分〇秒二七・〇〇メートルの地点

の地点 の地点から三三四度四〇分〇秒四・三〇メートルの地点

の地点 の地点から二四四度四〇分四〇秒五六・〇〇メートルの地点

の地点 の地点から一五四度四〇分〇秒四・三〇メートルの地点

の地点 の地点から二四四度四〇分四〇秒一四五・八五メートルの地点

の地点 の地点から三三七度二〇分一・一秒三四八・〇四メートルの地点

の地点 の地点から二四六度二六分〇五秒六五・七六メートルの地点

3 面積

一八四、〇七三・四三平方メートル

三 用途の変更の内容

用途	配置	規模
木材・木製品製造業用地	埋立地の中央部から南東側に配置	十二・五ヘクタール
食料品製造業用地	埋立地の北西側に配置	五・〇ヘクタール
道路用地	埋立地の西端部で中央部から南側に配置	〇・五七ヘクタール

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第七十号

平成十九年七月二十九日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二條第二項及び第二十三條第一項の規定により次のとおり定めたと、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第十四條第二項の規定により告示する。

平成十九年七月四日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 被登録資格の決定の基準となる日 平成十九年七月十一日

ただし、年齢についての基準となる日 平成十九年七月二十九日

二 登録を行う日 平成十九年七月十一日

三 縦覧に供する期間 平成十九年七月十二日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭